





賃金改善のパターン例（イメージ図）

-  補助対象となるベースアップ分
 -  補助対象となる一時金分
 -  R8年度診療報酬改定によるベースアップ分
 -  元々の給与水準（診療報酬（ベースアップ評価料）による給与改善分含む）
- ※ベースアップ＝基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ

A 通常パターン（令和7年12月にベースアップを実施した場合）

●手続きの流れ：①ベースアップ（R7.12月から）

- ②ベースアップ評価料の届出（R8.3.1まで）
- ③県に補助金申請（R8.4.16からR8.5.29まで）
- ④R8年度診療報酬改定によるベースアップ（R8.6月から）
- ⑤県から補助金給付（R8.6月、7月頃予定）
- ⑥県に賃金改善の実績報告（R8.7月頃予定）

●補助金充当の考え方

ベースアップ月額：5,000円、月数：6月、対象職員：5人の無床診療所の場合

$5,000円 \times 6月 \times 5人 = 150,000円$ に補助金150,000円を全額充当

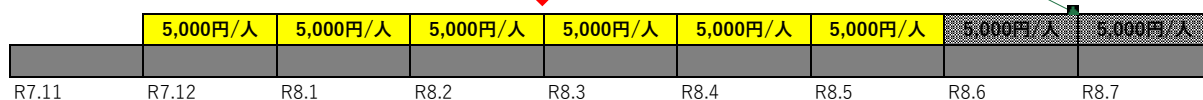
※全額充当できなかった場合、未充当分は返還となります。

令和8年3月1日までにベースアップ評価料の届出必要
※R8.3.2以後の提出の場合は、原則補助対象外となります

補助金による賃金改善の水準を維持又は拡大

※ただし、受診患者数等の影響により、ベースアップ評価料の収入が下回る場合は、本事業の給付金を賃金改善に充てていけば返還は不要です。

令和8年8月頃に賃金改善の実績報告



実績報告の対象期間

賃金改善の実績報告の内容：①対象人数

②月額または一時金の支給額

③月数

④R8.6月以降のベースアップ月額水準

※実績報告書の様式は国が今後改定予定であり、変更となる場合があります。

B 通常パターン（一時金・特別手当を令和8年3月までに支給し、令和8年4月からベースアップを実施する場合）

●手続きの流れ：①ベースアップ評価料の届出（R8.3.1まで）

- ②一時金の支給（R8.3月分までをR8.3月に支給）
- ③ベースアップ（R8.4月から）
- ④県に補助金申請（R8.4.16からR8.5.29まで）
- ⑤R8年度診療報酬改定によるベースアップ（R8.6月から）
- ⑥県から補助金給付（R8.6月、7月頃予定）
- ⑦県に賃金改善の実績報告（R8.7月頃予定）

●補助金充当の考え方

ベースアップ月額：5,000円、月数：2月、対象職員：5人、一時金20,000円の無床診療所の場合

$5,000円 \times 2月 \times 5人 + 20,000円 \times 5人 = 150,000円$ に補助金150,000円を全額充当

※全額充当できなかった場合、未充当分は返還となります。

令和8年3月1日までにベースアップ評価料の届出必要
※R8.3.2以後の提出の場合は、原則補助対象外となります

20,000円/人
(5,000円×4か月分相当)

給付金による一時金等の支給

補助金による賃金改善の水準を維持又は拡大

※ただし、受診患者数等の影響により、ベースアップ評価料の収入が下回る場合は、本事業の給付金を賃金改善に充てていけば返還は不要です。

令和8年8月頃に賃金改善の実績報告



実績報告の対象期間

賃金改善の実績報告の内容：①対象人数

②月額または一時金の支給額

③月数

④R8.6月以降のベースアップ月額水準

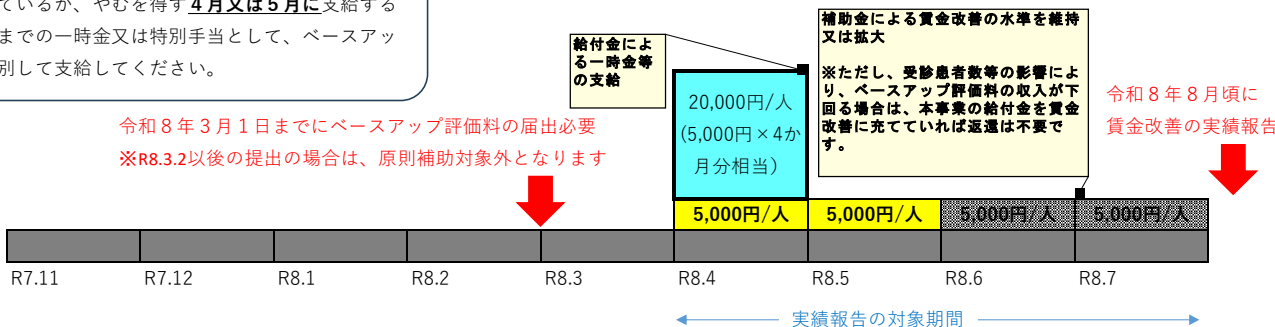
※実績報告書の様式は国が今後改定予定であり、変更となる場合があります。

C 一時金・特別手当をこれから支給し、令和8年4月からベースアップを実施する場合

- 手続きの流れ：①ベースアップ評価料の届出（R8.3.1まで）
- ②一時金の支給（R8.3月分までをR8.4月に支給）
- ③ベースアップ（R8.4月から）
- ④県に補助金申請（R8.4.16からR8.5.29まで）
- ⑤R8年度診療報酬改定によるベースアップ（R8.6月から）
- ⑥県から補助金給付（R8.6月、7月頃予定）
- ⑦県に賃金改善の実績報告（R8.7月頃予定）

- 補助金充当の考え方
ベースアップ月額：5,000円、月数：2月、対象職員：5人、
一時金20,000円 の無床診療所の場合
 $5,000円 \times 2月 \times 5人 + 20,000円 \times 5人 = 150,000円$ に補助金150,000円を全額充当
※全額充当できなかった場合、未充当分は返還となります。

3月までの一時金又は特別手当は、原則3月までに支給することとしているが、やむを得ず4月又は5月に支給する場合、3月までの一時金又は特別手当として、ベースアップ分とは区別して支給してください。

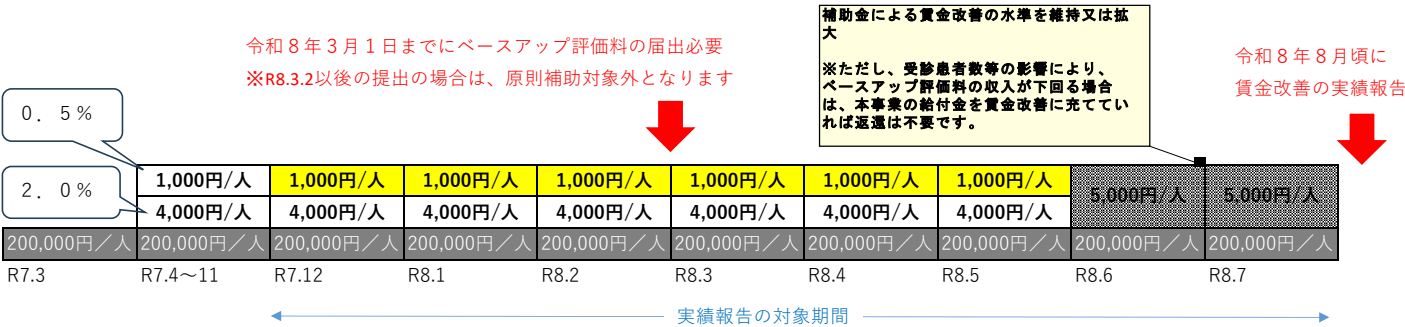


- 賃金改善の実績報告の内容：①対象人数
②月額または一時金の支給額
③月数
④R8.6月以降のベースアップ月額水準
※実績報告書の様式は国が今後改定予定であり、変更となる場合があります。

D 令和7年4月1日～11月末までのどこかの時点で、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して、2.0%を上回ってベースアップを実施した場合

- 手続きの流れ：①ベースアップ（R7.11月まで）
- ②ベースアップ評価料の届出（R8.3.1まで）
- ③県に補助金申請（R8.4.16からR8.5.29まで）
- ④R8年度診療報酬改定によるベースアップ（R8.6月から）
- ⑤県から補助金給付（R8.6月、7月頃予定）
- ⑥県に賃金改善の実績報告（R8.7月頃予定）

- 補助金充当の考え方
ベースアップ月額：1,000円、月数：6月、対象職員：25人、
の無床診療所の場合
 $1,000円 \times 6月 \times 25人 = 150,000円$ に補助金150,000円を全額充当
※全額充当できなかった場合、未充当分は返還となります。



- 賃金改善の実績報告の内容：①対象人数
②月額または一時金の支給額
③月数
④R8.6月以降のベースアップ月額水準
※実績報告書の様式は国が今後改定予定であり、変更となる場合があります。

■上記①～④はあくまでも賃金改善の参考例です。
■本事業の補助金は上記補助対象となるベースアップ分（黄色部分）又は一時金等（水色部分）に全額充当していただく必要があります。補助金全額又は一部がベースアップに充てられていなかった場合は、補助金の全部または一部を返還いただくこととなります。